

岐阜県公報

第千八百四十三号
平成十九年五月十一日

(金曜日)

目次

告示

岐阜県防災行政無線通信取扱規程の一部改正
道路の区域変更
道路の供用開始
(防 災 課) 三六五
(道路維持課) 三六五
(同) 三六六

選挙管理委員会告示

政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない政治団体の名称等の公表
施設の長が不在者投票管理者となる名称等の変更
(選挙管理委員会) 三六六
(同) 三六八

公 示

落札者等に関する公示
特定非営利活動法人の設立認証申請
土地改良事業計画の変更同意
土地改良事業の工事の完了
基本測量の実施
公共測量の終了
土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区の定款の変更認可
土地改良区役員の退任及び就任
(市町村課) 三六八
(環境生活政策課) 三六九
(農地計画課) 三六九
(同) 三六九
(用 地 課) 三六九
(同) 三七〇
(揖斐農林事務所) 三七〇
(同) 三七一
(中濃農林事務所) 三七一

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) 休日に当たる
ときは翌日

平成十九年五月十一日

告 示

岐阜県告示第三百九十三号

岐阜県防災行政無線通信取扱規程(平成七年岐阜県告示第三百三十一号)の一部を次のように改正し、平成十九年五月十一日から適用する。

平成十九年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

を削る。

別表二の表中

地球局	基地局、携帯基地局	防炎閣サブセンター	警察緊急指揮所内
地球	LASCOM岐阜県 関スパーバード地		

岐阜県告示第三百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年五月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道路の種類	路線名		区	間	区域	変更	別後	敷地の幅員	延長	備考	
乗政 下呂 停車場	乗政 下呂 線	路線名	区	間	区域	変更	別後	敷地の幅員	延長	備考	下呂市大字乗政字向落一 三番の二地先から 同市大字同字同二 三番の九地先まで		
											後	前	ル(メートル)
											七・六 三・〇	三・五	
											一〇・六 四・〇	三・五	

岐阜県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年五月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月十一日

岐阜県知事 古田 肇

県道		道路の種類	路線名		区	間	区域	変更	別後	敷地の幅員	延長	備考	
河神 合岡 線	河神 合岡 線	路線名	区	間	区域	変更	別後	敷地の幅員	延長	備考	飛驒市古川町太字下中 五八番一地先から 同市同町同字上番 場一六三四番三地先まで		
											後	前	ル(メートル)
											八・一 三・七	七四・六	
											九・九 一・六	七四・六	

岐阜県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。
 なお、その関係図面は、平成十九年五月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長	供用開始	備考
一般 国道	四百七十 一号	高山市奥飛驒温泉郷一重ヶ根 字マセドウ二二八六番九三 地先から	同市同 字同 先まで	二二八六番九六地	六・六	平成 一九・五二
					平成 一九・五二	平成 一九・二三

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体は、平成十九年四月三日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤 久子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政 党 の 名 称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
浅野英彦後援会	脇 田 治 郎	谷 口 節 夫	本巣市金原214			
新しい船出の会	中 野 憲 太 郎	中 野 憲 太 郎	下呂市萩原町萩原1016 1			
有田まゆみとしい町つくるネットワーク	有 田 恒 文	有 田 ま ゆ み	加茂郡白川町切井2160			
安藤重夫後援会	吉 田 正 雄	安 藤 周 作	本巣市十四条高田555 3			
井上さとし後援会	水 野 善 文	三 好 通 男	中津川市本町 3 1 36			
大平ひでき育てる会	小 沢 英 作	前 田 守 美	岐阜市柳森町 2 19			
小椋一郎後援会	安 江 恭 彦	小 椋 秀 代	恵那市大井町267 15			
各務原市政経懇話会	福 西 紀 雄	井 上 克 彦	各務原市那加桜町 2 329			
かすみ直孝を育てる会	山 口 綱 夫	河 野 治 海	可児市久々利1551 2			
岐阜市に“喝”!!!市民会議	大 平 秀 樹	前 田 守 美	岐阜市柳森町 2 19			
ごとう庄吉を育てる会	林 幹 雄	柴 田 清 文	海津市南瀬町上野河戸1037 12			
近藤輝明を育てる会	横 山 進	丹 羽 公 成	海津市平田町三郷2202 1			
ささ勝利後援会	佐 々 保 人	佐 々 の う こ	各務原市川島笠田町201			
神皇舎	高 野 温 示	平 井 久 敬	多治見市小名田町西ヶ洞 1 103			
鈴木雅雄友の会	伊 藤 長 俊	片 山 幸 雄	海津市南瀬町太田114 4			
政経幾科学総合研究会	近 藤 悦 夫	近 藤 和 子	海津市平田町蛇池西河原32 1			
中島市長をつくる会	中 島 鉄 久	田 中 義 勝	大垣市釜釜 2 44 3			
中村ひろひご岐阜後援会	豊 田 雅 孝	若 山 宏	岐阜市白山町 1 1			
ながやてるご後援会	黒 田 靖	白 田 春 一	各務原市那加精町53 14			

林阳光と拓く地域創生の会	脇田 繁 計	小 島 実	各務原市川島松倉町10
林かつしげを育てる会	金 丸 寛	林 あけみ	関市洞戸通元寺315
万里同風の会	春日井 万里	春日井 きよ子	本巣市文殊969 4
藤本悟後援会	藤 本 悟	藤 本 悟	大垣市和合新町2 46 25
穂積町黨友会	松 野 武 則	広 瀬 隆 雄	瑞穂市穂積2032
前田照を市長にする会	前 田 照	前 田 一	大垣市島里 1 2
武藤よしてる後援会	武 藤 善 照	武 藤 一 恵	瑞穂市十七条46
村橋安治後援会	佐 野 峰 生	佐 野 紀 生	山県市掛208
豊かな町を築く会	斎 藤 正 巳	小 林 実 司	下呂市幸田1201
若山はるお後援会	安 立 博 美	渋 谷 修	海津市海津町七右衛門新田1646

岐阜県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称及び所在地の変更があったので、その旨を公表する。

平成十九年五月十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 栗 藤 久 子

1 名称の変更

変 更 後	変 更 前
操シテニスホスピタル	操産科婦人科病院

2 所在地の変更

施設 の 名 称	変 更 後	変 更 前
医療法人和光余山田病院	岐阜市持田7丁目110番地	岐阜市東金宝町1丁目12番地

公 示

養老者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり養老者等について公示する。

平成十九年五月十一日

岐阜県安藤 正 田 謙

1 特定役務の名称 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワーク

ウの監視及び保守業務

- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号被当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成19年4月1日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都千代田区一番町25番地
財団法人地方自治情報センター
理事長 芳山 達郎
- 6 契約金額 61,279,029円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県総合企画部市町村課
(2) 所在地 岐阜市鞍田南2丁目1番1号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。
平成十九年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年四月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人長良・自然とくらし楽校
- 三 代表者の氏名 市原 弘生
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市万代町一丁目三六番地四 シティコープ北町一F
- 五 定款に記載された目的 この法人は、市民・市民団体・地域自治会・事業者・行政などの各主体とパートナーシップを形成しながら、環境保全活動・環境学習の実施及び地球温暖化防止活動の推進に寄与する事を目的とする。

土地改良事業計画の変更同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において読み替えて準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更に同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公示する。
平成十九年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	同意年月日
恵那市	島地区	平成一九・五・一

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。
平成十九年五月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営水質保全対策事業	羽島地区	平成一九・三・二〇
県営基幹排水対策特別事業	石田地区	平成一九・三・二二

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

平成十九年五月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(国土調査に伴う基準点測量作業)

三 作業期間

平成十九年五月二十一日から

同 十九年十二月十五日まで

四 作業地域

高山市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、飛騨市、郡上市、下呂市、可児郡御嵩町

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量(平成十八年度 木曾川境界杭座標化測量)

三 作業期間

平成十八年十一月十四日から

同 十九年三月十六日まで

四 作業地域

各務原市及び羽島郡笠松町

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年五月十一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏名 住居
土岐地区 平成 年 月 日 理事 松岡 一 揖斐郡揖斐川町清水 一五八二番地

就任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住居
揖斐地区 平成 年 月 日 理事 大野 誠 揖斐郡揖斐川町福島 二四番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年五月十一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏名 住居
所

粕川一ノ
 井水土地
 改良区
 平成
 一九・四・五
 理事
 国枝定雄
 揖斐郡池田町段
 六二七番地の五
 同
 小川義徳
 同
 宮地
 五二〇番地
 同
 松田勝次
 同
 萩原
 七五二番地
 同
 北野茂
 同
 青柳
 九九番地
 同
 久保田義也
 同
 沓井
 四〇番地
 同
 松岡敏幸
 同
 田畑
 八〇七番地
 同
 小川匠美
 同
 粕ヶ原
 一三〇七番地
 同
 野原由也
 同
 舟子
 二六六番地
 同
 中野東
 同
 本郷
 二三四番地

就任した役員

土地改良区名
 就任年月日
 役名
 氏名
 住居
 所

粕川一ノ
 井水土地
 改良区
 平成
 一九・四・六
 理事
 野原祐馬
 揖斐郡池田町般若畑
 二七一番地

同
 樋口孝男
 同
 本郷
 五二六番地の二
 同
 北野茂
 同
 青柳
 九九番地
 同
 森敏郎
 同
 藤代八四七番地の二
 同
 窪田岩男
 同
 田中
 二〇九番地
 同
 小川誠一
 同
 粕ヶ原一三五〇番地の一
 同
 野原由也
 同
 舟子
 二六六番地
 同
 野原明
 同
 萩原
 四二〇番地の二

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月十一日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
揖斐東土地改良区	平成一九・五・一一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月十一日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
真桑井水更地方土地改良区	平成一九・五・一一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月十一日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
粕川一ノ井水土地改良区	平成一九・五・一一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規

土 改
良 区
名 地
關 市 肥 田
瀨 水 土
地 改 良 区

平 成
一 九
四
一
年 就
月 日
任

同 理 事 役 名
上 兼 氏
野 松
照 正
夫 勝 名
同 關 市 肥 田 瀨 住

三
三
三
七
番 地 一
一 五 九 八 番 地 所

平成十九年五月十一日印刷
平成十九年五月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社